

令和元年度 第1回 佐久市少年センター運営協議会次第

日 時 令和元年5月24日(金)
午前9時30分より
会 場 佐久市役所議会棟全員協議会室

委嘱書交付

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 役員選出

5 会長あいさつ

6 会議事項

(1) 少年センターについて

(2) 平成30年度事業報告について

(3) 令和元年度事業計画(案)について

(4) その他

7 閉 会



令和元年度

青少年対策事業の概要

伸びよう

伸ばそう

青少年



佐久市教育委員会

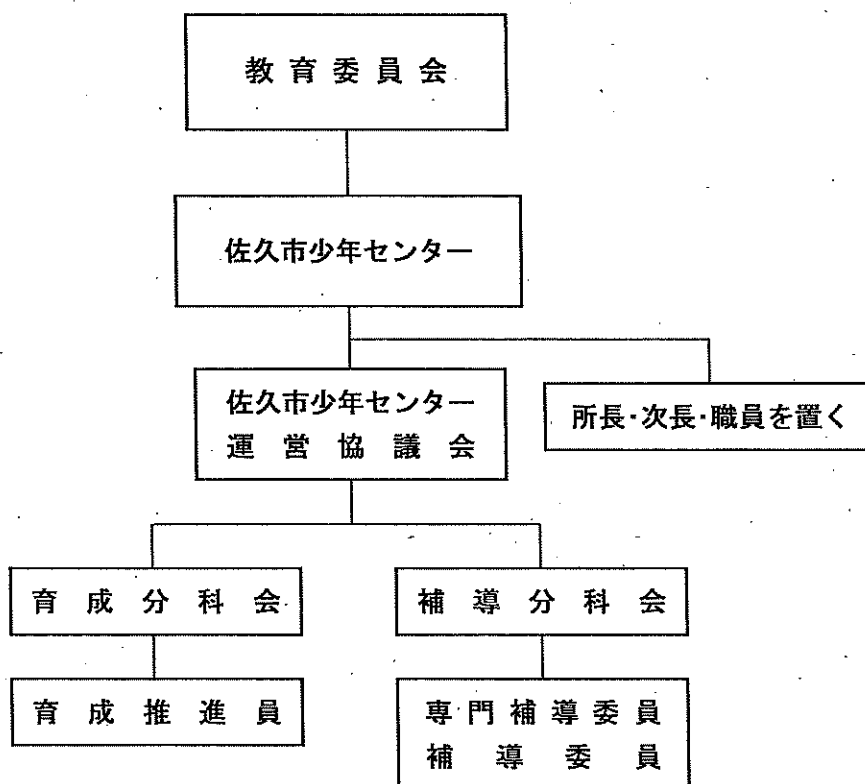
佐久市少年センター

目 次

・ 佐久市少年センター概要	1
【育成関係】	
・ 平成30年度 青少年健全育成事業報告	4
・ 令和元年度 青少年健全育成事業計画（案）	8
・ 佐久市少年センター育成推進員の主な年間業務について	10
【補導関係】	
・ 平成30年度 青少年補導活動事業報告	12
・ 令和元年度 青少年補導活動事業計画（案）	14
《関係資料》	
・ 青少年健全育成都市宣言	17
・ 佐久市少年センター条例	18
・ 佐久市少年センター条例施行規則	20
・ 佐久市少年センター育成推進協議会規約	21
・ 佐久市少年センター補導委員協議会規約	23
・ 佐久市有害図書類等の規制に関する条例	24
・ 佐久市有害図書類等の規制に関する条例施行規則	28

令和元年度 佐久市少年センター 概要

1 組織図



2 組織

(1) 職員体制

所長1名 次長1名 係長1名 係2名

(2) 運営協議会委員 (17名)

少年センターの活動の公正かつ適正な運営を図るため、青少年育成補導関係機関、関係団体等の代表者及び識見を有するもので組織する。

(3) 育成推進員 (244名)

地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や、地区子ども会等の活動を推進するとともに、育成会の組織づくりをする。

(4) 専門補導委員 (3名)

青少年補導、育成に関すること。

電話相談等に関すること。

(5) 補導委員 (113名)

市内各地区や小中高等学校から選出された補導委員は、少年センターの補導計画に基づき、市内の駅周辺や大型店、ゲームセンター等を中心に巡回し、問題行動の青少年の発見や指導にあたり、「愛のひと声」運動を行う。

青少年健全育成活動	
主な推進団体等	・佐久市少年センター育成推進員（244名） ・地区育成会 ・PTA ・子ども会 ・地域
推進項目	主な活動内容
1 明るい家庭づくり	佐久市青少年健全育成市民集会開催 「家庭の日」「いい育児の日」の啓発活動
2 心豊かなたくましい青少年づくり	佐久市ジュニアリーダー研修事業 銀河連邦子ども留学交流事業
3 健全な社会環境づくり	環境浄化活動 メディアリテラシーの向上 青少年の社会参加活動 地区育成活動
青少年補導活動	
主な推進団体等	・佐久市少年センター補導委員（113名）・専門補導委員（3名） ・学校・PTA・警察・地域
実施項目	主な活動内容
1 街頭補導活動	・毎週5回（月・火・水・木・金）街頭補導活動を実施 ・小学校・中学校・高等学校への学校訪問を計画的に実施 ・学校職員・PTA（保護者）との合同街頭補導の実施
2 少年相談活動	専門補導委員は、少年が抱く悩みや家庭・地域が抱えている青少年に関する問題の相談に応じ、注意・助言を行う。ケースによっては、より専門的な関係機関に引き継ぎ、問題の解決を図る。
3 環境浄化活動	・アダルトビデオや有害図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動の推進 ・有害環境チェック活動の実施 ・地下道や橋梁等の落書消し、清掃活動等の実施
4 啓発活動	・少年センターだよりを公民館報・ホームページに掲載 ・青少年健全育成のぼり旗の設置（7・11・2月の強調月間）と街頭啓発の実施 ・メディアの危険性についてのDVDの上映や補導活動等のパネル展示 ・薬物乱用防止広報車を活用し、薬物の恐さの啓発

育 成 関 係

平成30年度 青少年健全育成事業報告

明るい家庭づくり

1 佐久市青少年健全育成市民集会

目的 急激な社会の変化は、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼし、いじめや暴力、携帯電話等インターネット上の有害情報を介した事件のほか、青少年を巻き込んだ凶悪事件の多発や犯罪の低年齢化など深刻な問題となっている。こうした環境の中で、青少年をいちばん身近で支える家庭、地域、青少年団体、学校等の関係者が一堂に会し、青少年と家庭のあり方を考えるため実施。

日時 平成30年11月18日(日) 午後1時から

場所 市民創練センター

内容 おとなワークショップ

講師：CAPながの 演題：「子どもが安心して育つために」

中学生による意見発表

佐久市子どもとメディア作品コンクール2018表彰式

特別企画：長野県警察本部 薬物乱用防止パネルの展示による啓発

参加者 193名

2 毎月第3日曜日「家庭の日」、11月19日「いい育児の日」啓発活動

親子の絆やふれあいを深め、温もりある家庭づくりを推進するため、公民館報の「少年センターだより」及び情報誌「佐久っ子だより」等の中での普及啓発に努める。

心豊かなたくましい青少年づくり

1 佐久市ジュニアリーダー研修

目的 子どもたちの生活体験・自然体験や、社会体験の不足が指摘されているため、多彩な体験ができる機会を提供し、「生きる力」を持った人間性豊かな子どもの育成を目指す。また、市内小学校からの参加者等との交流により、広範囲な友達づくりと子ども会等のリーダーとしての技能と態度を身につける。

研修生 市内11小学校5・6年生 男子12名 女子10名 合計22名

※中学生・高校生8名が学生ボランティアスタッフとして運営に参加

実施期間 平成30年6月2日(土)～平成31年1月26日(土) 計15回

回数	月 日	テ ー マ	内 容
1	6月 2日(土)	出合いの会	・出合いの会 ・焼きそば作り ・集団ゲーム体系 ・リーダーとしての心得
2	6月16日(土)	始業式	・始業式 ・子どもまつり事前研修
3	7月 8日(日)	佐久市子どもまつり	・子どもまつりで、各ブースを担当し、幼児等の参加者におもちゃ作りを指導
4	7月14日(土)	宿泊研修事前学習1	・宿泊研修事前学習 ・危険予知トレーニング
5	8月11日(土)	宿泊研修事前学習2	・宿泊研修事前学習 ・そば打ち体験

回数	月 日	テ ー マ	内 容
6 7	8月17日(金) 8月18日(土)	夏の宿泊研修	・食材買い出し ・自然体験 ・夕食作り ・キャンプファイヤー ・カヌー体験 ・工作体験
8	9月 8日(土)	商業体験	・のぞわ山門市での商業体験 ・宿泊研修壁新聞作り
9	9月22日(土)	環境浄化活動 大学生との交流	・千曲川河川敷でゴミ拾い ・プログラミング体験(マイコンカー)
10	10月 6日(土)	茅ヶ崎市との交流	・茅ヶ崎市ジュニアリーダーとの交流
11	10月20日(土)	認知症サポーター 養成講座・座禅体験	・認知症サポーター養成講座 ・座禅体験
12	12月 1日(土)	市内施設見学	・佐久ケーブルテレビ ・老人施設訪問
13	12月15日(土)	乗馬体験	・望月馬事公苑で乗馬体験 ・修了式の練習
14	1月12日(土)	冬の自然体験	・望月少年自然の家での動物の足あと探索、 野生動物の食痕、冬芽の観察等 ・そりすべり
15	1月26日(土)	修了式	・修了式 ・6年生を送る会

2 銀河連邦子ども留学交流

実施期日 平成30年7月27日(金)～7月29日(日) 2泊3日

実施場所 宮城県角田市

参加者 佐久市内小学5年生 6名

実施内容 銀河連邦各共和国(①北海道大樹町 ②秋田県能代市 ③岩手県大船渡市 ④神奈川県相模原市 ⑤長野県佐久市 ⑥鹿児島県肝付町 ⑦宮城県角田市)の代表が一堂に会し、自然体験を通じて友情の輪を広げるとともに、各共和国の理解と関心を深める交流を実施。

月 日	内 容
7月27日(金)	歓迎会・各共和国自己紹介・星空観察
7月28日(土)	ペットボトルロケット製作 JAXA角田宇宙センター、コスモハウス見学 お別れ会・名刺交換
7月29日(日)	各共和国との別れ 白石城、東日本大震災被災地(中浜小学校跡地)見学

健全な社会環境づくり

1 環境浄化活動

育成推進協議会理事・補導委員協議会理事・ジュニアリーダー研修生で千曲川河川敷のゴミ拾いを実施した。

実施日 平成30年9月22日(土)

参加者 ジュニアリーダー研修生18名、学生ボランティアスタッフ1名
育成・補導理事25名、事務局7名 計51名

2. メディアリテラシー(メディアからの情報を正しく受け取る能力)の向上

スマホ等でインターネット上の有害情報へアクセスして事件に巻き込まれることのないよう、佐久市子どもまつりで啓発用DVDを上映、佐久市ジュニアリーダー研修等に併せて啓発パンフレットを配布した。また、ネットトラブルに巻き込まれないための知識と対処法を「まちづくり講座」で講話した。

3 青少年の社会参加活動の促進

佐久市子どもまつり

日時 平成30年7月8日(日)

場所 野沢会館

概要 親子がおもちゃなどのもの作りや体験活動を通して絆を深めるとともに指導者と子どもたちとの世代間交流を図った。

16のブースを設置し、おもちゃ作りを実施した。

参加者 1,406名

※参考 平成29年度参加者数:1,469名

参加者数が減少した理由としては、当日朝大雨警報が出ていたためと考えられる。
(実際には開始前に降りやんでいた。)

4 育成推進員の活動

(1) 各地区の育成推進員は、地域の特性を活かして文化活動、スポーツ活動、郷土の伝承文化を継承する活動、奉仕活動やレクリエーション活動等の体験活動を実施するとともに育成会の組織づくりを推進した。

月 日	行 事 ・ 諸 会 合	備 考
4月19日 (木)	第1回理事会	役員選出、総会、研修会、佐久市子どもまつりについて
5月～	長野県子ども会安全会加入	平成30年度加入52育成会 総加入人数2,759名
5月20日 (日)	平成30年度総会 総会後の研修会「地域体験活動補助金について」 事務局より、地域体験活動補助金について説明	野沢会館 多目的ホール
～6月11日 (月)	地区青少年健全育成事業計画書及び予算書提出 育成推進協議会 地域体験活動補助金申請	各区より申請受付
6月15日 (金)	第2回理事会	青少年育成会活動費交付金・地域体験活動補助金・佐久市子どもまつりについて

月 日	行 事 ・ 諸 会 合	備 考
7月8日 (日)	佐久市子どもまつり (参加者 1,406名)	育成推進協議会理事、ジュニアリーダー研修生、学生ボランティアスタッフ等が玩具作りを指導
8月6日 (月)	青少年健全育成事業補助金交付金 (26区)	
8月30日 (木)	第3回理事会	佐久市青少年健全育成市民集会について・環境浄化活動について
9月22日 (土)	環境浄化活動	千曲川河川敷 (育成推進協議会理事・補導委員協議会理事・ジュニアリーダー研修生)
10月30日 (火)	第4回理事会	佐久市青少年健全育成市民集会について
11月18日 (日)	佐久市青少年健全育成市民集会 (参加者 193人)	おとなワークショップ 講師：CAPながの 演題：「子どもが安心して育つために」 市内中学生8名の意見発表 佐久市子どもとメディア作品コンクール2018表彰式
12月21日 (金)	地域体験活動補助金交付第1回	実績報告書提出により交付確定し、交付
2月1日 (金)	地域体験活動補助金交付第2回	実績報告書提出により交付確定し、交付
3月1日 (金)	地域体験活動補助金交付第3回	実績報告書提出により交付確定し、交付
3月7日 (木)	第5回理事会	平成30年度の活動報告、 平成31年度の計画案について
3月15日 (金)	地区青少年健全育成事業報告書及び決算書提出	

各地区での青少年健全育成事業

市内地区育成会、支部PTA、育成推進員による青少年健全育成活動

地区育成会

- ・文化的活動・・・・・・・・・・1,223 件
(支部児童会、講演会、交通安全教室、書道教室、文化祭等)
- ・スポーツ活動・・・・・・・・・・2,550 件
(球技大会、球技教室、地区運動会、ラジオ体操等)
- ・レクリエーション・・・・・・・・・・291 件
(花火大会、盆踊り、お楽しみ会、歓送迎会、親子レクリエーション、クリスマス会等)
- ・郷土伝統行事・・・・・・・・・・355 件
(祇園祭、どんど焼き、獅子舞、道祖神、しめ縄、郷土芸能等)
- ・奉仕活動・・・・・・・・・・380 件
(美化清掃活動、敬老会参加、資源回収、防犯活動、花壇づくり等)

※ 上記は、「平成30年度地区青少年健全育成事業報告書」に基づき集計したものです。

令和元年度 青少年健全育成事業計画（案）

次代を担う青少年の生きる力を育み、意欲と思いやりのある心を身につけ、心身ともに健やかでたくましく育つよう「明るい家庭づくり」「心豊かなたくましい青少年づくり」「健全な社会環境づくり」を基本とし、広く市民の理解と協力を得ながら、家庭・学校・地域・関係諸団体が連携して、地域に根ざした活動の展開を図る。

明るい家庭づくり

家庭は、青少年が基本的な生活習慣や社会マナーを身につけ、豊かな情操を育み、健康な体をつくるなど、人間形成の基礎を培う重要な役割と責任を担っている。

しかし、今日の家庭は、親子関係の希薄化、教育力の低下、児童虐待など様々な問題が指摘されている。このため、家庭での会話やふれあいにより親子の信頼を高め、家庭の教育力の向上を支援する。

1 佐久市青少年健全育成市民集会

日 時 令和元年11月24日（日）

場 所 市民創錬センター

内 容 講演：講師 未定

中学生による意見発表予定

特別企画：長野県警察本部 薬物乱用防止広報パネルによる啓発予定

2 毎月第3日曜日「家庭の日」・11月19日「いい育児の日」啓発活動

親子の絆やふれあいを深め、温もりある家庭づくりを推進するため、佐久市ホームページの「少年センターだより」及び情報誌「佐久っ子だより」等の中での普及啓発に努める。

心豊かなたくましい青少年づくり

子どもたちに様々な生活体験や活動体験の機会を提供することにより、豊かな感性や社会性、自主性、創造性を培い、社会変化の著しい時代にふさわしい、地域のリーダーを育成する。

1 佐久市ジュニアリーダー研修

期 間：令和元年6月2日（日）～令和2年1月25日（土）まで15回開催

募集定員：30名

2 銀河連邦子ども留学交流

日 時：令和元年7月26日（金）～7月28日（日）

場 所：サク共和国（長野県佐久市）

募集定員：6名程度

健全な社会環境づくり

1 環境浄化活動

(1) 美化活動の実施

育成推進協議会理事・ジュニアリーダー研修生によるゴミ拾い等の美化活動の実施。

2 メディアリテラシー（メディアからの情報を正しく受け取る能力）の向上

(1) スマホ等でインターネット上の有害情報へアクセスして、事件に巻き込まれることのないよう佐久市子どもまつりで啓発用DVDを上映、佐久市ジュニアリーダー研修等に併せてパンフレットを配布し啓発する。

3 青少年の社会参加活動

青少年が地域社会の一員として誇りと責任を自覚するとともに地域の連帯感を醸成し、社会活動への積極的な参加を促す。

(1) 佐久市子どもまつり

目的 ものづくりを通して、親子の絆を深めるとともに指導者と子どもたちとの世代間交流を図る。

日時 令和元年6月30日(日)

場所 野沢会館

16のブース(予定)を設置し、おもちゃ作り等の体験機会を設ける。

(2) 信州あいさつ運動

目的 家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する。

内容 7・11・2月に、岩村田駅前やイオン佐久平店周辺にて啓発活動を実施した。また、毎月11日は「信州あいさつの日」とされているため、佐久市ホームページの「少年センターだより」や情報誌「佐久っ子だより」等の中で普及啓発に努める。

4 育成推進員の活動

各地区の育成推進員は、地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や地区子ども会とともに文化活動、スポーツ活動、郷土の伝承文化を継承する活動、奉仕活動やレクリエーション活動等の体験活動を推進する。

令和元年度 主な年間事業について(予定)

月 日	行 事 ・ 諸 会 合	摘 要
4月18日(木)	・第1回理事会	
5月～	・全国子ども会安全会 加入申込	
5月19日(日)	・佐久市少年センター育成推進協議会総会	野沢会館
5月25日(土)	・長野県子ども会連絡協議会総会	
6月	・第2回理事会	
7月	・青少年の非行問題に取り組む全国強調月間 ・有害環境浄化活動強化月間	
6月30日(日)	・佐久市子どもまつり	野沢会館
8月	・第3回理事会	
9月7日(土)	・環境浄化活動作業(理事)	千曲川河川敷
10月	・第4回理事会	
11月	・子ども・若者育成支援強調月間	
11月	・青少年健全育成県民大会	
11月24日(日)	・佐久市青少年健全育成市民集会	創練センター
3月	・第5回理事会	

佐久市少年センター育成推進員の主な年間業務について（予定）

1 年間業務表

月	時期	内 容	主な業務	備考
5月	上旬～	全国子ども会安全会入会事務	1人年間150円の掛金による保険の加入取りまとめ（希望区のみ）	加入書類の提出
	19日	育成推進協議会総会 地区協議会	年間計画等の説明等	総会参加
6月	中旬	地区青少年育成事業計画書の提出	育成事業年間計画書の作成・提出	計画書提出
		地区青少年育成事業予算書の提出	育成事業予算書の作成・提出	予算書提出
		地域体験活動補助金交付申請書提出	他地区の模範となる行事に対する地域体験活動補助金の交付申請	計画書・予算書提出
		地域体験活動補助金交付地区の決定	地域体験活動補助金交付地区を理事会にて決定	交付手続きを開始
	30日	佐久市子どもまつり	子どもまつり運営ボランティア	主に理事
7月	下旬	育成推進協議会活動費交付金の交付	各地区へ交付金交付（年間計画提出地区のみ）	地区理事を通して交付
11月	24日	佐久市青少年健全育成市民集会	意見発表・講演会等	集会への参加
12月	中旬	地域体験活動補助金報告書の提出	地域体験活動実績報告書の提出	報告書提出
1月	下旬	地域体験活動補助金報告書の提出	地域体験活動実績報告書の提出	報告書提出
2月	下旬	地域体験活動補助金報告書の提出	地域体験活動実績報告書の提出	報告書提出
3月	上旬	地区青少年育成事業報告書の提出	育成事業年間報告書の作成・提出	報告書提出
	上旬	地区青少年育成事業決算書の提出	育成事業決算書の作成・提出	決算書提出

2 主な業務についての説明

(1) 育成推進協議会理事について

育成推進協議会では「佐久市少年センター育成推進協議会規約」に基づき、下記の26地区からなる「地区協議会」が設置されています。

また、この地区協議会より、1名が『理事』として選出されます。

理事は、地区協議会の開催、育成推進協議会理事会への出席、育成推進協議会活動費交付金等の交付作業、諸会議への出席などしていただきます。

【佐久市少年センター育成推進協議会 地区協議会】

- ・岩村田地区 ・小田井地区 ・平根地区 ・中佐都地区 ・高瀬地区 ・野沢地区
- ・桜井地区 ・岸野地区 ・前山地区 ・大沢地区 ・中込地区 ・平賀地区
- ・内山地区 ・三井地区 ・志賀地区 ・田口地区 ・青沼地区 ・臼田地区
- ・切原地区 ・中津地区 ・甲地区 ・南御牧地区 ・本牧地区 ・布施地区
- ・春日地区 ・協和地区

補 導 関 係

平成30年度 青少年補導活動事業報告

街頭補導活動

1 街頭補導実施状況及び補導内容

- (1) 街頭補導実施回数 (4月～3月) 224回
- (2) 従事補導委員数 (4月～3月) 延べ1,137人
- (3) 補導した少年数 (4月～3月) 2人

	小学生	中学生	高校生	有職者 無職者	合計	前年度
怠学						
飲酒						
喫煙						3
不良交遊						
盛り場徘徊						
不健全娯楽						
夜遊び						
その他		2			2	6
合計		2			2	9

※不健全娯楽…高校生のみでのゲームセンターの人数は含まない。※その他は、自転車の二人乗りを含む。

(4) 補導活動時の「声かけ」人数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
378	348	238	244	232	201	230	168	174	164	149	262	2,788

2 4小学校、全8中学校・全8高等学校への学校訪問を実施し情報交換を実施

3 学校職員・PTAとの合同街頭補導を実施

子どもたちにとって危険な場所やたまり場などの確認をした。

環境浄化活動

ゴミ拾いをジュニアリーダー研修生、少年センター育成推進協議会と合同で実施 (9月22日)

佐久大橋～野沢橋間 千曲川河川敷

啓発活動

1 青少年健全育成のぼり旗の設置と街頭啓発の実施

- (1) 7・11・2月の強調月間に市役所玄関前にのぼり旗を設置した。
- (2) 強調月間にあわせて岩村田駅前やイオン佐久平店周辺において街頭啓発を実施した。

2 メディアの危険性についてのDVD上映や啓発用パネルの展示

7/8「子どもまつり」において実施した。

3 長野県警察薬物乱用防止広報車による啓発を実施 市民集会にあわせて実施した。

4 「信州あいさつ運動」の実施

7・11・2月の強調月間にあわせて岩村田駅前やイオン佐久平店周辺にて啓発活動を実施した。

活動報告

実施日	曜日	内 容	実施場所
4月19日	木	第1回理事会（総会の開催日程及び協議内容について 他）	市役所南棟
5月16日	水	県補導センター・同補導委員会両連絡協議会合同理事会（会長出席）	諏訪市
5月18日	金	佐久市少年センター補導委員協議会 総会・研修会	野沢会館
6月7日	木	第2回理事会（長野県補導活動推進大会の参加について 他）	市役所南棟
6月19日	火	県補導センター・同補導委員会両連絡協議会合同理事会（会長出席）	諏訪市
7月2日	月	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」街頭啓発活動 （県子ども・若者育成支援推進本部佐久地方部主催）	JR 岩村田 駅前
7月7日	土	中込七夕まつり特別巡回（夜間補導）	中込地区
7月8日	日	佐久市子どもまつり（親子でものづくり体験）	野沢会館
7月12日	木	第43回長野県青少年補導活動推進大会	諏訪市
7月14日	土	岩村田祇園祭特別巡回（夜間補導）	岩村田地区
7月21日	土	野沢祇園祭特別巡回（夜間補導）	野沢地区
8月4日	土	臼田よいよやさ特別巡回（夜間補導）	臼田地区
8月14日	火	浅科どんどんまつり特別巡回（夜間補導）	浅科地区
8月15日	水	望月榊祭特別巡回（夜間補導）	望月地区
8月20日	月	長野県補導委員会会長・事務局担当者合同会議（会長出席）	小諸市
8月24日	金	第46回青少年補導センター東信4市連絡会会議（役員出席）	小諸市
9月4日	火	第3回理事会（環境浄化活動、視察研修について 他）	市役所南棟
9月22日	土	環境浄化活動（ゴミ拾い）	千曲川河川 敷
11月1日	木	「子ども・若者育成支援強調月間」街頭啓発活動 （県子ども・若者育成支援推進本部佐久地方部主催）	JR 岩村田 駅前
11月18日	日	佐久市青少年健全育成市民集会	市民創練セ ンター
12月10日	月	視察研修（佐久警察署・長野刑務所）	須坂市
1月17日	木	第4回理事会（平成30年度少年センター補導委員協議会について他）	市役所南棟
2月12日	火	「有害環境浄化活動強化月間」街頭啓発活動 （佐久市生涯学習課主催）	イオン 佐久平店
2月13日	水	県補導委員会・同補導センター両連絡協議会合同理事会（会長出席）	小諸市
3月7日	木	第5回理事会（平成30年度事業報告について 他）	市役所

5月～2月…学校訪問(市内4小学校・8中学校・8高等学校にて実施)

10月…学校・PTA・少年センターによる合同街頭補導

令和元年度 青少年補導活動事業計画（案）

街頭補導活動

青少年が集まりやすい場所を重点的に巡回して、不良行為少年などを早期に発見し、適切な注意や声かけをすることにより、少年の非行化を未然に防止し、健やかな成長を支援していく。

- 1 毎週5回（月・火・水・木・金）街頭補導活動を実施
青少年への「声かけ」や「対話」を積極的に行い、子どもたちと関わりをもつ。
休日や夜間等も状況に応じて実施。
- 2 小学校・中学校・高等学校への学校訪問を計画的に実施
市内5小学校（佐久平浅間・中佐都・東・野沢・青沼）・全8中学校・全8高等学校を予定。
- 3 学校職員・PTA（保護者）との合同街頭補導の実施
10月を中心に実施予定。

環境浄化活動

平成18年10月1日の「佐久市有害図書類等の規制に関する条例」の施行と、地域の皆さんの「有害自動販売機を置かせない運動」により、市内の有害自動販売機は平成19年2月25日全てが撤去された。今後も、有害な図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動を進める。

また、有害雑誌やアダルトビデオは、精神的に未発達な青少年に強い性的刺激を与えたり、暴力的、残虐的風潮を助長することも考えられる。このことから、好ましくない社会環境から青少年を守るため、有害環境の監視的役割として有害環境チェック活動等を行う。

- 1 アダルトビデオや有害図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動の推進
- 2 有害環境チェック活動の実施
「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」
「有害環境浄化活動強化月間（7・11・2月）」には特に重点的に実施する。
特に、青少年に刺激の強い図書類を取扱う市内の店舗に、青少年健全育成協力店の依頼を行う。
- 3 地下道や橋梁等の落書き消し、清掃活動等の実施

啓発活動

日々変化する子どもたちを取り巻く環境を速やかに把握し、関係機関と連携を図りながら青少年のためのよりよい社会環境づくりを推進する。

また、市民が青少年健全育成に理解と認識を深めるよう広報等で啓発する。

- 1 青少年健全育成のぼり旗の設置（7・11・2月の強調月間）と街頭啓発の実施
- 2 メディアの危険性についてのDVDの上映や啓発用パネルの展示
- 3 長野県警薬物乱用防止広報車を活用し、薬物の恐さの啓発
- 4 「信州あいさつ運動」の実施
家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する運動。

令和元年度 活動計画（案）

- 7月 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「有害環境浄化活動強化月間」
 11月 「子ども・若者育成支援強調月間」「有害環境浄化活動強化月間」
 2月 「有害環境浄化活動強化月間」

実施日	曜日	事業内容	実施場所
4月18日	木	第1回 理事会	市役所南棟
5月10日	金	県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席）	佐久市
5月17日	金	佐久市少年センター補導委員協議会 総会・研修会	野沢会館
6月6日	木	第2回 理事会	市役所南棟
6月12日	水	県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席）	佐久市
6月30日	日	佐久市子どもまつり	野沢会館
7月6日	土	中込七夕まつり特別巡回（夜間補導）	中込地区
7月11日	木	第44回長野県青少年補導活動推進大会	佐久市
7月13日 予定	土	岩村田祇園祭特別巡回（夜間補導）	岩村田地区
7月20日 予定	土	野沢祇園祭特別巡回（夜間補導）	野沢地区
8月3日	土	臼田よいよやさ特別巡回（夜間補導）	臼田地区
8月14日	水	浅科どんどんまつり特別巡回（夜間補導）	浅科地区
8月15日	木	望月榊祭特別巡回（夜間補導）	望月地区
8月		第47回青少年補導センター東信4市連絡会会議（会長・副会長）	上田市
8月下旬		県補導委員会会長・事務局担当者合同会議（会長出席）	中野市
9月5日	木	第3回 理事会	市役所南棟
10月3日	木	環境浄化活動（落書消し、清掃、チェック活動等）	市内
10月下旬		青少年補導委員会会長・青少年補導センター所長等視察研修（会長）	未定
11月24日	日	佐久市青少年健全育成市民集会	市民創練センター
11月または 12月		視察研修	未定
1月16日	木	第4回 理事会	市役所南棟
2月中旬		県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席）	中野市
3月5日	木	第5回 理事会	市役所南棟
3月下旬		補導委員慰労会	未定

通年：学校訪問（市内5小学校・全8中学校・全8高等学校を予定）

10月：学校、PTA、センター合同街頭補導

關 係 資 料

「青少年健全育成都市宣言」

次代の日本を担い、明日の佐久市を大きく発展させる者は、青少年であります。

かけがえのない青少年が、豊かな自然環境の中で、心身ともに健やかに育ち、確かな知性と豊かな情操を培い、たくましく生きていく力を貯え、広く社会の発展に役立つ人に成長することは、全市民共通の願いであります。

そのためには、家庭・学校・地域社会・青少年関係団体等は、相互の協調と連携の輪を広げて、市民総ぐるみで青少年健全育成に取り組みます。

また、青少年自身も、社会の期待とその一員としての生き方を自覚し、生きがいをもって、明日の佐久市の大きな発展に向かって努力します。

未来を創造する青少年と、それを支える全市民の願いにより、叡智と情熱で結ばれた理想の郷土佐久市を目指し、ここに、佐久市を「青少年健全育成都市」とすることを宣言します。

平成18年3月23日

佐久市議会議決

佐久市少年センター条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 208 号

(設置)

第 1 条 青少年の健全な育成及び非行化の防止を図るため、少年センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市少年センター	佐久市中込 3056 番地

(業務)

第 3 条 センターは、青少年育成補導関係機関、関係団体及び民間有志者の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 青少年の育成及び補導に関すること。
- (2) 青少年の育成及び補導についての調査、研究及び資料収集に関すること。
- (3) 青少年の育成及び補導についての広報に関すること。

(運営協議会)

第 4 条 センターの活動の公正かつ適正な運営を図るため、佐久市少年センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員 25 人以内で組織し、委員は、青少年育成補導関係機関、関係団体等の代表者及び識見を有する者のうちから佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。
- 3 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(分科会)

第 5 条 協議会に次に掲げる分科会を置く。

- (1) 補導分科会
- (2) 育成分科会

- 2 分科会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 分科会は、協議会から付託された事項を審議するとともに、協議会の決定した方針に基づき専門補導委員、補導委員及び育成推進員を指揮監督する。
- 4 前条第 4 項から第 7 項までの規定は、分科会について準用する。

(専門補導委員及び補導委員)

第 6 条 青少年を補導するため、専門補導委員及び補導委員を置き、教育委員会がこれを委嘱する。

(育成推進員)

第 7 条 青少年の健全な育成のため、育成推進員を置き、教育委員会がこれを委嘱する。

第8条 専門補導委員、補導委員及び育成推進員（以下「専門補導委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門補導委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月19日条例第24号)

この条例は、平成28年7月25日から施行する。

佐久市少年センター条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日
教育委員会規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐久市少年センター条例（平成 17 年佐久市条例第 208 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第 2 条 条例第 6 条の規定による専門補導委員（以下「専門補導委員」という。）及び同条の補導委員（以下「補導委員」という。）は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役員
- (3) 市内の小学校、中学校及び高等学校の職員
- (4) 識見を有する者

2 条例第 7 条の育成推進員（以下「育成推進員」という。）の選定については、別に定めるところによる。

3 専門補導委員、補導委員及び育成推進員の人数については、別に定めるところによる。

(協議会への報告)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項第 1 号の規定による補導分科会及び同項第 2 号の規定による育成分科会は、付託事項の審議の結果並びに専門補導委員、補導委員及び育成推進員の活動の経過及び結果を条例第 4 条第 1 項の規定による佐久市少年センター運営協議会に報告しなければならない。

第 4 条 専門補導委員及び補導委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の補導及び相談に関すること。
 - (2) 青少年の指導に係る他の機関及び団体との連絡及び協調に関すること。
 - (3) 青少年の指導に関する調査研究、資料の収集及び広報に関すること。
- 2 育成推進員は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 地域青少年育成会及び青少年団体の育成、活動の推進等に関すること。
 - (2) 児童委員の活動、非行防止の活動、環境の浄化活動等に協力すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成のための諸活動に関すること。

(職員)

第 5 条 佐久市少年センターに所長及び次長を置く。

2 前項に定めるほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(設置)

第1条 佐久市少年センター育成推進員相互の融和と情報交換を図るとともに、青少年の健全育成を広く市民に啓発することにより、地域における青少年の健全育成活動の促進を図ることを目的として佐久市少年センター育成推進協議会（以下「協議会」という。）をおく。

(事業)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (2) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (3) 青少年の非行防止のための諸活動
- (4) 青少年の健全育成施設の整備を促進するための諸活動
- (5) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (6) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (7) 地域における青少年育成組織の結成を促進するための諸活動
- (8) その他協議会の目的を達成するために必要な諸活動

(組織)

第3条 協議会は、佐久市少年センター育成推進員をもって組織する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員をおく。

- 会 長 1人
- 副会長 3人
- 理 事 20人
- 監 事 2人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を行う。

4 監事は、協議会の監査に当たる。

(役員を選任)

第5条 会長、副会長及び監事は、理事の互選によりこれを定める。

2 理事は、第10条に規定する地区協議会の代表者をもって充てる。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、少年センター育成推進員の在任期間中とする。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第7条 協議会に、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会

2 総会は、協議会の最高機関であって全会員をもって構成し、毎年1回以上会長が招集する。

3 理事会は、総会に代わる議決機関であって、第4条に定める役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(会議の運営)

第8条 総会及び理事会は、それぞれの構成員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、再招集の場合は、この限りでない。

2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(地区協議会)

第9条 次の表に定める地区において、協議会の地区協議会をおく。

地区協議会設置地区名	
岩村田地区 小田井地区 平根地区 中佐都地区 高瀬地区 野沢地区 桜井地区 岸野地区 前山地区 大沢地区 中込地区 平賀地区 内山地区 三井地区 志賀地 区 田口地区 青沼地区 白田地区 切原地区 中津地区 甲地区 南御牧地区 本 牧地区 布施地区 春日地区 協和地区	
合計	26 地区

(地区協議会の組織)

第10条 地区協議会は、前条に定める地区の佐久市少年センター育成推進員をもって組織する。

(地区協議会の会議)

第11条 地区協議会の会議は、必要に応じて地区協議会の会長が招集する。

(経費)

第12条 協議会の経費は、会費、寄附金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、佐久市教育委員会内におく。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成17年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

佐久市少年センター補導委員協議会規約

平成 17 年 5 月 19 日

(設置)

第 1 条 少年センター補導委員相互の親睦と情報交換をはかり、青少年の補導に寄与し、青少年の健全育成をはかるため、佐久市少年センター補導委員協議会をおく。

(事務局)

第 2 条 協議会の事務局を、教育委員会内におく。

(事業)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 補導技術向上をはかるための事業
- (2) 会員相互の親睦と情報交換
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 4 条 協議会は、佐久市少年センター補導委員をもって組織する。

(機関)

第 5 条 協議会に、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会

2 総会は、協議会の最高機関であって、全会員をもって構成し、毎年 1 回以上会長が招集する。

3 理事会は総会に代わる議決機関であって、第 7 条に定める役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(会議の運営)

第 6 条 総会及び理事会は、それぞれの構成員の過半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、再招集の場合はこの限りではない。

2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員)

第 7 条 協議会に、次の役員をおく。

- 会長 1 人
- 副会長 3 人
- 理事若干人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(役員を選任)

第 8 条 会長・副会長は理事より選出し、理事は班長とし、班長は班の互選とする。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(補則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成 17 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

佐久市有害図書類等の規制に関する条例

平成18年6月28日

条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類等を規制することにより、市内の社会環境を整備し、青少年の保護及び健全な育成を図ることを目的とする。

(この条例の解釈及び適用)

第2条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈することにより、何人に対しても、その自由及び権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者(婚姻により成年に達したとみなされた者を除く。)をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌、文書、図画、音盤(録音テープを含む。)、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像又は音声記録されているものをいう。
- (5) がん具類 がん具その他これに類するものをいう。

(市の責務)

第4条 市は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護する施策を策定し、及び実施するとともに、市民による青少年の健全な育成に関する活動を支援するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、青少年の健全な育成を図ることが市民に課せられた責務であることを深く認識し、相互に連携して、青少年を健全に育成するため、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めなければならない。

- 2 保護者は、青少年を健全に育成することがその責務であることを深く自覚し、青少年を常に温かい環境の中で保護し、及び教育するように努めなければならない。
- 3 何人も、その内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類を青少年に読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。
- 4 何人も、その形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるがん具類を青少年に所持させないように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な成長を阻害することのないように努めなければならない。

(図書類の販売等をする者の自主規制)

第7条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、その内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の販売又は貸付けについては、他の図書類と区別し、青少年の目

に直接触れないように、営業所内の容易に監視することのできる場所に専用のコーナーを設けるとともに、当該場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の掲示をするように努めなければならない。

(自動販売機等の設置の届出)

第8条 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)を用いて図書類又はがん具類(専ら児童の遊戯に供するものを除く。以下この条及び附則第2項において同じ。)の販売又は貸付けを営もうとする者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けをするための自動販売機等を設置するときは、当該自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の20日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)
- (3) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
- (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- (5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
- (6) 自動販売機等を管理する者(以下「自動販売機等管理者」という。)の氏名、住所及び電話番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項第6号の自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者であって、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が次条第1項に規定する有害図書類又は同条第2項に規定する有害がん具類に該当することとなった場合に、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去することができる者でなければならない。この場合において、自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者が市内に居住する者であるときは、当該者が自動販売機等管理者を兼ねることができる。

3 第1項の規定による届出をした者は、届出に係る事項に変更があったとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。

(有害図書類等の自動販売機等への収納の禁止、有害図書類等の撤去の命令等)

第9条 自動販売機等を用いて図書類の販売又は貸付けを営む者は、次の各号のいずれかに該当する図書類(以下「有害図書類」という。)を自動販売機等に収納してはならない。

- (1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数が、20ページ以上あるもの又は当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの
- (2) 卑わいな姿態等を被写体とした写真(印刷されたものを除く。)で規則で定めるもの
- (3) カード、ちらしその他これらに類する印刷物であって、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが印刷されているもの

- (4) フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像が記録されているもので、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20場面以上あるもの若しくは総場面数の3分の1以上を占めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が、その内容の全部又は一部が次のいずれかに該当すると認めて指定したもの
 - ア 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
 - イ 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
- 2 自動販売機等を用いてがん具類の販売又は貸付けを営む者は、次の各号のいずれかに該当するがん具類（以下「有害がん具類」という。）を自動販売機等に収納してはならない。
 - (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
 - (2) 下着の形状をしたもの
 - (3) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が、その形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めて指定したもの
- 3 市長は、第1項第5号又は前項第4号の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなつたときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去しなければならない。
- 5 市長は、第1項、第2項又は前項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納している者に対し、期限を定めて、当該有害図書類又は有害がん具類の撤去を命ずることができる。

(適用除外)

第10条 前2条の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(審議会への諮問)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、次条に規定する佐久市青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認められるときは、この限りでない。

(1) 第9条第1項第5号又は第2項第4号の規定による指定をしようとするとき。

(2) 第9条第5項の規定による命令をしようとするとき。

2 市長は、前項ただし書の規定により佐久市青少年健全育成審議会の意見を聴かないで指定又は命令をしたときは、その旨を速やかに佐久市青少年健全育成審議会に報告しなければならない。

(審議会の設置)

第12条 市長の諮問に応じ前条第1項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ青

少年の保護及び育成に関する重要事項を調査審議するため、佐久市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第13条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第14条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第16条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の事務について委員を補佐する。

（立入調査等）

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定する職員に、営業を行っている時間内に、図書類又はがん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入り、当該自動販売機等を調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第9条第5項の規定による命令に従わなかった者

(3) 第17条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は同項の規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

（両罰規定）

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市有害図書類等の規制に関する条例（平成18年佐久市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(自動販売機等の設置の届出書等)

第3条 条例第8条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 届出者の住民票の写し（法人にあっては、その法人の登記事項証明書）

(2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図

(3) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置及び自動販売機等に収納する物品について承諾していることを証する書類

(4) 自動販売機等管理者の住民票の写し

(5) 自動販売機等管理者が次条第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

3 条例第8条第3項の規定による変更又は廃止の届出は、自動販売機等届出事項変更（廃止）届出書（様式第2号）によるものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更 前項第1号に掲げる書類

(2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更 前項第2号及び第3号に掲げる図面及び書類

(3) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更 前項第4号及び第5号に掲げる書類

4 条例第8条第4項の規定による表示は、自動販売機等届出済証（様式第3号）によるものとする。

(自動販売機等管理者の要件)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 未成年者でないこと。

(2) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。

(3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、自動販売機等取扱業者から一切の権限を付与されていること。

(4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。

(有害図書類等の基準)

第5条 条例第9条第1項第1号から第3号までに規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ア 大たい部を開いた姿態
- イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
- ウ 男女間の愛ぶの姿態
- エ 自慰の姿態
- オ 排せつの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交又はこれを連想させる行為
- イ 強制的性交等その他のりょう辱行為
- ウ 同性間の行為
- エ 変態性欲に基づく行為

2 条例第9条第1項第4号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

3 条例第9条第1項第5号アに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、若しくは描写し、正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
- (2) 性交、自慰、変態性欲に基づく性行為その他の性行為を露骨に表現し、又は描写しているもの
- (3) せりふ、説明、口上、音楽等が正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、表現又は描写がこれらと同程度に青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

4 条例第9条第1項第5号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 暴力をことさら讃（さん）美するような表現をし、又は描写をしているもの
- (2) 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの
- (3) 殺人、傷害、暴行、強盗等の準備若しくは実行行為の手段若しくは経過を詳細かつ刺激的に表現し、又は描写しているもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、表現又は描写がこれらと同程度に青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

5 条例第9条第2項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する物品で、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させて人形となるものを含む。）

（指定の公示）

第6条 条例第9条第3項の規定による指定の公示は、佐久市公告式条例（平成17年佐久市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

（立入調査員の指定）

第7条 条例第17条第1項の規定により立入り、調査等を行う者の指定は、佐久市教育委員会事

務局及び教育機関の職員のうちから行うものとする。

(立入調査員証)

第8条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第4号)によるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成29年11月1日規則第31号)

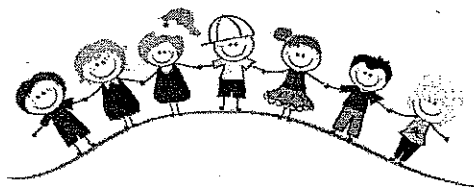
この規則は、公布の日から施行する。

毎月11日は…
「信州あいさつの日」



毎月第3日曜日は…
「家庭の日」

毎年11月19日は…
「いい育児の日」



有害自動販売機を置かせない運動について

地域で目を光らせよう！

有害自動販売機NO！ 3ない運動を推進しよう！

設置

させない

利用

しない

放置

しない

ちょっと待って！土地賃貸借契約は慎重に！！

どんな業者か・何を売なのか・契約書の内容などをよく確認・交渉は家族も含めて

佐久市では「有害図書類等の規制に関する条例」が制定されています

佐久市内ではピーク時に4地区27台も設置されていた有害自動販売機も、地域の皆さんの「有害自動販売機を置かせない運動」や平成18年6月の条例制定により徐々に減少し、平成19年2月25日に全ての有害自動販売機が撤去されました。

これからも有害自動販売機を設置させないためには、地域の皆さんの「有害自動販売機を置かせない運動」が不可欠です。未来を担う青少年のために社会環境の浄化にご協力をお願いします。

条例の名称についている図書類とは？

書籍、雑誌、文書、図面、音盤（録音テープを含む）、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、DVD、CD-ROM、その他映像または音声記録されているものをいいます。

有害図書類とは？

全裸、半裸またはこれに近い状態での卑わいな姿態、性交またはこれに類する性行為を被写体とした写真、描写した絵や場面が条例で規定する基準を超えている図書類などをいいます。

お問い合わせは

〒385-8501 佐久市中込 3056 番地

佐久市教育委員会 社会教育部 生涯学習課 青少年係

電話：0267-62-0671 FAX：0267-64-6132

メールアドレス：syogaigakusyu@city.saku.nagano.jp

佐久市有害図書類等の規制に関する条例（抜粋）

平成 18 年 10 月 1 日施行

※この条例は、目的を達成するためにのみ適用するもので、何人に対してもその自由や権利を不当に制限するものではありません。

○目的（第 1 条）

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類等を規制することにより、市内の社会環境を整備し、青少年の保護及び健全な育成を図ることを目的としています。

○市の責務（第 4 条）

市は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護する施策を策定し、及び実施するとともに、市民による青少年の健全な育成に関する活動を支援します。

○市民等の責務（第 5 条）

●市民の皆さんは

青少年の健全な育成を図る責務を深く認識し、お互いに連携しあって、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めましょう。

●保護者の皆さんは

青少年を健全に育成する責務があることを深く自覚し、常に温かい環境の中で保護し教育に努めましょう。

●何人も

著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性や残虐性を助長したり、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類やがん具類を、青少年の身近な環境に置かないようにしましょう。

○事業者の責務（第 6 条）

社会的責任を自覚し、青少年の健全な成長を阻害することのないように努めましょう。

○審議会への諮問（第 11 条）

有害図書類や有害がん具類を指定するときや、有害図書類や有害がん具類の撤去を命ずるときは、佐久市青少年健全育成審議会から意見を聴いて行います。

○立入調査（第 17 条）

条例施行のために必要があるときは、市が指定した調査員は立ち入り調査をして、関係者に質問したり、資料の提出を求めることができます。

今！保護者にできること

アダルトサイト
 保存した
 削除した

長時間使用
 ねえ、もう朝だよ～
 もう無理学校サボる

家と学校特定した
 妹もいるんだね
 今から行く
個人情報流出

架空・高額請求
 有料サイトへの登録が完了しております。本通知後24時間で請求が確定となります。40万円を今すぐお振り込みください。

友だちとのトラブル

悪意ある誘い出し
 部活終わって暇だし相談乗るよ😊同性にしか話せないことあるよね♥
 なりすましてよびだそう…

詐欺
 10000万点のカードを3枚今買って来て頂けませんか？

炎上
 マジでヤバいwww
 通報したw

SNSで子どもが犯罪に巻き込まれたり、ネット中毒やネット依存症になるケースが増えています。この治療には特效薬のようなものはありません！予防が大切です。今！保護者にできることをしましょう。

家庭内で使用のルールを決める

子どもの年齢などに合わせ、手助けが必要です。名家庭で子どもと一緒に「使う時間を決める」など考えましょう。大人の意見を一方的に強要するのはやめましょう。

「フィルタリングサービス」を上手に活用



18歳未満が使用者であることを伝える
 フィルタリングの説明を子どもと一緒に受けましょう
 フィルタリングの申し込みをしましょう

フィルタリングは現在、NTTdocomo、au (KDDI)、SoftBankで名称が「あんしんフィルター」に統一され、簡単に便利になりました。子どもの年齢や使い方に合わせて、フィルタリングレベルを選ぶだけです。各事業者の受付方法は各通信会社へお問い合わせください。

窓 総合相談 ☐ 子どもに関する相談全般に応じています。長野県子ども支援センター※月曜日～土曜日（祝祭日を除く）10:00～18:00
 子ども専用無料電話 ☎0800-800-8035 / 大人専用電話 ☎026-225-9330

■ 青少年体験活動支援コーディネーターの活用について

佐久市少年センターでは、地区育成会における活動などにおいて、自然観察、伝統文化、工芸、工作など学びの支援を行っております。その内容は次の一覧表のとおりです。

詳細は次ページ以降、また、佐久市ホームページ（教育・文化・スポーツ→生涯学習→青少年→青少年体験活動）に掲載してありますので、参照をお願いします。

(2019. 5. 19 現在)

青少年体験活動内容 一覧	
1	植木の植え方・育て方、庭造りについて
2	しいたけ栽培、森林関係（巣箱）
3	昆虫観察、採集、飼育方法、放虫、その他自然全般
4	天体観望
5	バルーンアート
6	紙飛行機、折り紙飛行機の作り方、飛ばし方
7	ゴム銃、ペットコプター、折り紙飛行機、竹とんぼなどの工作
8	竹細工（カエル・鶴など置物用竹細工、竹とんぼ）
9	手遊び、折り紙、青少年アドバイザー関係、認知症メイトなど
10	わらべ歌あそび（四季折々の草花や昆虫を囲み、季節を感じる遊び）、手遊び
11	昔話の語り、季節を五感で感じるお話会（絵本、わらべうた、パネルシアターなど）
12	食事作法と和食史、料理講習
13	草笛吹奏、トークと実演、吹き方の指導
14	絵手紙、絵画、アートセラピー
15	バトン、チアダンス、キッズダンス、クラシックバレエ、テーマパークダンス
16	将棋対戦（兼児童と対話）
17	マジックの技術指導、模範演技・披露
18	手話の指導、聴覚障害者の現状と歴史など
19	講演と点字指導
20	子ども対象英会話、英語の歌・ゲーム、通訳ガイド（英語）
21	パソコンの使い方、インターネットの利用法、パレנטラルコントロール、Webサイトの作り方など。iPadなどのタブレットも含む。デジタルカメラ。
22	百人一首競技かるた（競技指導：構え方、払い方、暗記の仕方、試合形式など。模範演技：簡易的なものから本格的なものまで）
23	CODパックテストを用いた水質検査（3人1組で近くの川の水を採取。翌日、採取した水の汚れ具合を測定し、水辺の生き物について考える）
24	水彩画（スケッチや水彩画の描き方や描いた絵の講評指導等）
25	料理、昔遊び（郷土食、お手玉、あやとりなど実践しながら、伝え継ぐ）
26	コスモス染め（コスモスなど植物を用いてシルクスカーフ等、染め物を行い、世界に一つだけの自分のスカーフをつくる）
27	熱気球教室（熱気球の仕組みやミニチュア熱気球を使っの仕組み等の実体験）

指導者を希望する場合は、指導者の紹介及びコーディネートをいたしますので、青少年体験活動支援コーディネーターにお問い合わせください。

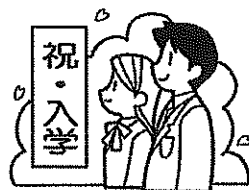
担 当	佐久市少年センター 青少年体験活動支援コーディネーター
連絡先	所在：佐久市中込 3056 佐久市役所南棟 3階 教育委員会生涯学習課青少年係内 電話：0267-62-0671 FAX：0267-64-6132 月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前9時から午後4時

※ 指導者は佐久市中央公民館の「佐久市生涯学習リーダーバンク」も活用できます。

平成31年度 4月の補導活動

佐久市少年センター

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 街頭補導実施回数 | 18回 |
| 2 | 従事補導委員数 | 31人 |
| 3 | 相談件数 | 0件 |
| 4 | 補導した少年数 | 0人 |



4月の補導日誌から

4月1日(月)

(専門補導委員 記)

巡回経路 大型スーパー → インターネットカフェ → 市民交流ひろば → 大型ゲームセンター → インターネットカフェ → ゲームセンター → カラオケ店

補導の様子

大型スーパーのゲームコーナーは、親子連れなどで賑わっていた。特に問題はなかった。フードコートでは高校生が勉強したり食事をしていた。大型ゲームセンターも親子連れや成人で賑わっていた。ゲームセンターは3月31日に閉店、現在は営業していなかった。店員の話では、またゲームセンターが出店する予定とのことで、本年6月ころには開店するようだ。インターネットカフェは客が少なく閑散としていた。ゲームコーナーでは数人の成人と子ども連れが遊んでいた。カラオケ店では数人の高校生が来店していた。店員の話では「高校生は18時までには帰る。」と話していた。

4月2日(火)

(専門補導委員 記)

巡回経路 大型スーパー → 市民交流ひろば → 佐久平駅小海線乗り場 → 王城公園 → 若宮公園 → 城山公園

補導の様子

大型スーパー内のゲームコーナーには、小学生や幼児連れの親子と成人がゲームをやっていたが、単独あるいは少年同士で来店している小中高生はいなかった。2階にある喫煙室内に大人2人がいたが少年の姿はなかった。市民交流ひろばには、数組の親子連れがいたが、他の公園には一人も来園者なし。巡回時の気温は3℃とかなり寒く、冬に逆戻りしたような中での街頭補導でした。

4月3日(水)

(専門補導委員 記)

巡回経路 野沢会館 → 県民佐久運動広場 → 中嶋公園 → 城山公園 → 原公園 → 成知公園

補導の様子

野沢会館ロビーで中学生の男女数人が飲食しながら勉強していた。いつもの3分の1くらいの人数であった。運動広場の体育館南側壁に白色スプレー様のもので『YUKO』と書かれた落書き、また黒色様スプレーで書かれた落書きを確認した。スマホで撮影し帰庁後スポーツ課に即報した。中嶋公園では2人の生徒がサッカーをやっていた。声かけすると、今年から高校生とのことで1人はサッカーで県外の高校へ入学とのことであった。激励して別れた。城山公園、原公園には人は

いなかった。成知公園では保育園児 10 人くらいが親と遊具等で遊んでいた。母親に聞くと「保育園が始まり、迎えの帰り遊びに来た。」と話していた。

4月4日(木)

(専門補導委員 記)

巡回経路 中込駅 → 横町公園 → あいとぴあ → 臼田駅 → 稻荷山公園
補導の様子

中込駅・あいとぴあ・臼田駅とも中学生の姿がちらほら。声かけをしたところ、いずれも本日入学式で下校途中とのこと。あいとぴあで行き合った新3年生の女子中学生グループの一人が「進路のことが一番の悩み。定時制に行こうかと思っている。」と話してくれた。「親や学校の先生によく相談してみたら。」とアドバイス、「頑張ってね。」と励ましの言葉をかけると「ありがとうございます。頑張ります。」と答えてくれた。心の中で彼女へのエールを送った。

4月5日(金)

(専門補導委員 記)

巡回経路 浅科児童館 → 浅科小学校 → 浅科中学校 → 八幡神社
補導の様子

浅科児童館には、児童を迎えに来たと思われる自動車がたくさん止まっていた。浅科小学校の児童が下校途中であり、声かけすると元気にあいさつあり。浅科中学校の駐車場にスクールバスが止まっており、運転手に話しかけた。運転手は「御牧原に住む小中学校の児童生徒の送迎バスの運転をやっている。」とのこと。スクールバス利用の小学校新入児は3名とのこと。八幡神社には、人影なし。タバコの吸い殻もなかった。



4月8日(月)

(専門補導委員 記)

巡回経路 東中学校～東小学校(通学路等) → 東児童館 →
佐久総合運動公園 → リサイクルショップ

補導の様子

東中学校の通学路等を巡回した。すでに授業は終了しており、下校する生徒、サッカー等部活に入っている生徒がいた。東児童館では1年生 10 人、2～3年生 47 人が来館していた。5～6年生はまだ来ていなかった。通常の開館時刻は正午だが、入学間もない小学1年生の下校時刻に合わせて午前 11 時に開館しているとのことであった。1年生は弁当持参の子が多いとのことであった。リサイクルショップには子どもたちの姿はなかった。以前はゲーム機を設置されていたが3年くらい前に撤去し、現在は設置されていないとのことであった。

4月9日(火)

(専門補導委員 記)

巡回経路 市民交流ひろば → ミレニアムパーク → 佐久平駅小海線乗り場
→ 佐久平駅前交番

補導の様子

市民交流ひろばには、滑り台で遊ぶ幼児とそれを見守る親、サッカーボールで遊ぶ親子。ミレニアムパークには、高校生6人がバスケットボールをやっていた。佐久平駅小海線乗り場には、電車を待つ高校生がスマホの操作・友達との談笑をしていた。佐久平駅前交番を訪問、交番所長に最近の少年の様子を伺ったところ、喫煙や深夜徘徊等の不良行為少年は減少しているとのことでした。

4月10日(水)

(専門補導委員 記)

巡回経路 大型スーパー内(ゲームコーナー・フードコート) →
インターネットカフェ → 岩村田駅 → カラオケ店

補導の様子

大型スーパーのゲームコーナーには幼児連れの親子、中高生などがいたがまばらであった。フードコートでは学生の姿はほとんど見られなかった。インターネットカフェでは学生1人が来店とのことであった。「春休み中は多くの学生が来店した。」と店員が話した。岩村田駅には高校生で待合所が一杯であった。カラオケ店では「春休み中は多くの学生が来店した。佐久平駅から徒歩で来店する学生も多い。」とのことであった。特に問題はないと店員が話していた。

4月11日(木)

(専門補導委員 記)

巡回経路 望月スポーツ公園 → 望月バスターミナル → 佐久良公園 →
大型スーパー → 若駒児童公園 → 望月児童館 → 望月中学校前

補導の様子

望月スポーツ公園・佐久良公園・若駒児童公園には人影なし。望月バスターミナルでは、小学校のスクールバスが出発した直後であり、男子高校生一人が待合室でバスを待っていた。大型スーパーの地下駐車場に行ってみたところ、グレーチングで覆われた側溝内にタバコの吸い殻が何本か落ちていた。捨てた行為者が成人なのか少年なのかは不明。児童館では、寒い日にもかかわらず屋外で元気よく走り回る児童の姿があった。

4月12日(金)

(専門補導委員 記)

巡回経路 高瀬小 → 中佐都小 → 浅科小・中 → 望月小・中・高 → 泉小 →
岸野小 → 野沢地区内の小・中・高 → 臼田地区内の小・中・高

補導の様子

文書配布のため、市内の小・中・高校を訪問。その際、学校職員から生徒の様子などをお聞きし、また校内や下校途中の児童生徒に声かけしながら街頭補導を実施。「小学校の新入児も次第に学校生活に慣れ、今週から新入児の給食も始まった。」とのこと。真新しいランドセルを背負った新入児に声かけしたところ、「学校、楽しい。いっぱいお勉強したい。」と元気よく答えてくれた。事故なく、体も心も大きく成長して欲しいと思いました。



4月15日(月)

(専門補導委員 記)

巡回経路 インターネットカフェ → 市民交流ひろば → 岩村田駅 →
アミューズメント施設 → 大型スーパー内ゲームコーナー・フードコート

補導の様子

インターネットカフェでは学生が若干入店していた。問題なし。市民交流ひろば遊園地では親子連れ1組、プレイサークルでは数人の学生がバスケットボールやスノーボードをしていた。岩村田駅は丁度列車が到着したところで、学生の乗り降りが多かった。アミューズメント施設ではカラオケ、ゲームコーナーに学生の姿はなかった。「休日はカラオケの後ゲームコーナーで遊ぶ学生の姿がある。」とのことだった。大型スーパーのゲームコーナーでは親子連れや学生がゲームに興じていた。フードコートでは学生が食事やゲームをしていた。

4月16日(火)

(専門補導委員 記)

巡回経路 市民交流ひろば → ミレニアムパーク → 佐久平駅小海線乗り場
→ 大型スーパー内ゲームコーナー

補導の様子

市民交流ひろばには、滑り台等で遊ぶ幼児の親子がいた。小学校指定の黄色ヘルメットをかぶった少年が駐輪場で「こんにちは。」と大きな声であいさつあり。何年生?との質問に「中学1年になりました。」と。ヘルメットについて「自転車に乗る時は、かぶっている。生徒指導の人?」と。中学生になったもののまだ小学生を脱皮していない感じがした。中学生になっても大切なものをいつまでも大切にしたいと思った。佐久平駅小海線乗り場には、上下線とも発車した直後であったため、中高校生の姿はなかった。大型スーパー内ゲームコーナーには、数名の女子高校生がプリクラの撮影に興じていた。

4月17日(水)

(専門補導委員 記)

巡回経路 中込駅 → 成知公園 → 中込児童館 → 学童保育 → カラオケ店

補導の様子

中込駅南側駐車場に馬柵5脚が設置されている。その「馬柵のパイプの切断面にキャップがされず剥き出しになっており、接触すると危険。」とタクシー運転手に指摘された。帰庁後土木課へ連絡した。成知公園では親子連れや小学生が遊具、サッカー、野球などで楽しそうに遊んでいた。中込児童館では100人位の児童が室内外で遊んでいた。学童保育では32人と人数が増えたようで「天候の悪い時は室内だけになるので大変。」とのことであった。学年の壁を取っ払ってやっているが、3年～6年生はうまくいっているが、1年～2年生はついていけないようである。順繰り馴染んでいくようである。カラオケ店は中高年がほとんど「休日には学生も来店する。」とのことであった。特に問題はない。

4月19日(金)

(専門補導委員 記)

巡回経路 高瀬小 → 浅科小 → 望月バスターミナル → 若駒児童公園

補導の様子

高瀬小・浅科小の周辺や通学路を巡回した。各校の校庭には、たくさんの自動車が駐車されており、参観日かPTAの会合が開催されているようだった。通学路には、児童の姿は見られず、すでに下校してしまったような感じであった。望月バスターミナルには、望月高校のジャージを着た2名の女生徒がおり声かけをした。このうちの1名は2年生とのことで、勉強をしっかりとやり専門学校に進学したいと笑顔で答えてくれた。若駒児童公園には誰もいなかった。

4月22日(月)

(専門補導委員 記)

巡回経路 インターネットカフェ → 市民交流ひろば → ミレニアムパーク
→ 岩村田駅 → 寺院 → 鼻顔稲荷神社

補導の様子

インターネットカフェには学生の来店はなかった。休日は学生も利用しているとのこと。市民交流ひろばには数組の親子連れが遊園地で楽しそうに遊んでいた。ミレニアムパークには中学生3人が大人の指導を受けバスケットボールの練習をしていた。岩村田駅には列車待ちの生徒で



一杯であった。寺院境内にはブランコなどの遊具があったが、子どもの姿はなかった。鼻顔稲荷神社では子どもの姿はなく参拝者1人がいただけであった。

4月24日(水)

(専門補導委員 記)

巡回経路 野沢会館 → 中込駅 → 成知公園 → カラオケ店 →
リサイクルショップ → 中央図書館

補導の様子

野沢会館ロビーで中高生が勉強していることが多いが、今日はその姿はなかった。中込駅では馬柵のパイプにキャップがきちんと取り付けられていた。成知公園では小学生数人が小雨の中、追いかっこをしていた。カラオケ店では学生の姿はなく大人7～8組が来店していた。「休日には学生も来店する。」とのことであった。リサイクルショップでは子どもの姿はない。「子ども用品もあるので親子連れで来ることもある。」とのことであった。中央図書館では生徒が勉強している姿は見られなかった。キッズコーナーには子どもが若干いた。



4月25日(木)

(専門補導委員 記)

巡回経路 岩村田小・佐久平浅間小・浅科小・高瀬小学校の各通学路及び佐久地域の
他市町村内に設置されている有害な図書等を収納した自動販売機

補導の様子

当市は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類を規制することにより、市内の社会環境を整備し、青少年の保護及び健全な育成を図ることを目的として平成18年に「佐久市有害図書等の規制に関する条例」と「同規則」が制定された。現在、佐久市内には有害な図書類や玩具類の販売・貸し付けをするための自動販売機は設置されていないが、小諸市内に設置されていることから状況確認した。当該自動販売機は、道路に背を向けるように設置され、利用者の姿が見えないようにされ2台設置されていた。販売商品は成人向けの書籍・ビデオ等のメディアであった。青少年のため、より良い社会環境づくりの必要性を強く感じた。

4月26日(金)

(専門補導委員 記)

巡回経路 中込児童館 → 城山公園 → 佐久県民運動広場

補導の様子

中込児童館の利用者は93人。職員「今日は参観日があって利用者が多い。」と。庭で遊んでいる子に話しかけると「仙台のおばあちゃんに家に行く。」と楽しみにしている様子であった。城山公園に15名位の男女中学生が『はないちもんめ』をやっていた。昔の遊びを後世に残して欲しいと思った。八十二銀行前の道路で緑色のジャンパーを着た集団に遭遇。背中に『野沢南』と学校名が書いてあり声をかけた。引率の先生に話を聞くと「野沢南高校の全日制と定時制の生徒会役員50名位が参加し、7方面に分けて学校周辺のごみ拾いをやっている。毎学期、年3回実施し本校の恒例行事になっている。」とのことであった。生徒は手にゴミ拾い用のトンゴとビニール袋を持ち、真剣な表情でゴミ拾いを行っていた。素晴らしい活動に敬意。佐久県民運動広場の体育館南側空き地に、ゴミが入ってビニール袋が捨てられていた。残念。専門補導委員が回収した。

＜4月の補導を終わって。 専門補導委員＞

『平成最後の・・・』という枕ことばが使われることが多かったこの頃ですが、この4月は『平成最後の月の街頭補導』となりました。5月から『令和』がスタートしましたが『令和は、人々が美しい心を寄り合う中で文化が生まれ育つ』という意味が込められているそうです。

昨年に引き続き補導委員になられた方、本年度から新たに補導委員になられた方、青少年が美しい心で寄り合い文化の花が育つような健全育成・非行化の防止を図るため、ご協力をお願いいたします。



さて、平成31年度第1回佐久市少年センター補導委員協議会理事会が、次のとおり開催されましたので、お知らせいたします。

1 開催日時・場所

平成31年4月18日（木）午後1時30分～午後2時30分
佐久市役所南棟3階 大会議室

2 役員選出

佐久市少年センター補導委員が改選されましたので、佐久市少年センター補導委員協議会規約第8条により会長等の役員選出を行いました。

会 長 依田誠一氏

副会長 滝澤良淳氏 井出今朝安氏 佐藤郁夫氏

3 協議事項

(1) 総会開催日程及び協議内容（案）について

(2) 補導委員研修会について

4 佐久市内地区別街頭補導巡回日程について

なお、「総会・研修会」と「理事会」が次のとおり開催されますので、お知らせいたします。

◎ 総会

日 時 令和元年5月17日（金）午後1時30分～午後2時15分

場 所 野沢会館 1階多目的ホール

協議内容 平成30年度少年センター補導活動事業報告について

令和元年度少年センター補導活動事業計画（案）について

◎ 補導委員研修会

日 時 令和元年5月17日（金）午後2時15分～午後3時15分

場 所 野沢会館 1階多目的ホール

研修内容 ① DVD鑑賞「補導委員の心得」

② 街頭補導活動について（県の統一見解）

③ 補導日誌等について

④ 地区別（中学校単位7地区）での打ち合わせ

◎ 第2回理事会

日 時 令和元年6月6日（木）午後1時30分～

場 所 佐久市役所南棟3階 大会議室